

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：アカル工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 セイタリオル レカビ
- (3) 所 在 地：愛知県津島市蛭間町字宮重566番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

令和 5 年 7 月 26 日認定「認2306006364」「認2306006365」

令和 6 年 9 月 12 日認定「認2406019049」「認2406019050」

令和 7 年 2 月 6 日認定「認2406041265」「認2406041266」

3 処分等内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年8月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社央昌
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 木村 和央
- (3) 所 在 地：滋賀県草津市野路東 5 丁目 16 番 23 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14件）

令和元年 6 月 13 日 認定「認1908004103」「認1908004104」「認1908004105」  
令和 3 年 6 月 4 日 認定「認2108002196」「認2108002197」  
同年 7 月 2 日 認定「認2108004103」「認2108004104」「認2108004105」  
「認2108004106」  
令和 5 年 3 月 13 日 認定「認2208020805」「認2208020806」  
同年 4 月 12 日 認定「認2208029773」「認2208029774」「認2208029775」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 8 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当は行為をしたことから、技能実習法第16条第 1 項第 3 号（技能実習法第10条第 2 号及び第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：片山特殊鍛工株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 片山 元彦
- (3) 所 在 地：茨城県坂東市山2178番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）

令和3年10月20日認定「認2103003669」「認2103003670」

令和5年2月22日認定「認2203007970」「認2203007971」「認2203007992」

「認2203007993」

令和6年1月16日認定「認2303007434」「認2303007435」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年8月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社隅田工業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 隅田 将平
- (3) 所 在 地：京都府京都市南区吉祥院這登東町12番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

令和5年11月8日認定「認2308012786」「認2308012787」「認2308012788」  
令和6年5月17日認定「認2408001208」「認2408001209」「認2408001210」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和7年8月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：竹丸渋谷水産株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 澁谷 敏幸
- (3) 所 在 地：北海道白老郡白老町字虎杖浜179番地の 5

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（34件）

令和 2 年 6 月 19 日 認定 「認2001002026」

同年 10 月 2 日 認定 「認2001004512」 「認2001004514」 「認2001004515」  
「認2001004516」 「認2001004517」 「認2001004518」  
「認2001004519」 「認2001004520」

同月 20 日 認定 「認2001004521」 「認2001004522」 「認2001004523」  
「認2001004524」

令和 3 年 11 月 4 日 認定 「認2101002132」 「認2101002133」 「認2101002134」

令和 4 年 12 月 1 日 認定 「認2201003238」 「認2201003239」 「認2201003240」  
「認2201003241」 「認2201003242」 「認2201003243」  
「認2201003244」 「認2201003245」 「認2201003246」  
「認2201003247」

同月 20 日 認定 「認2201004646」 「認2201004647」 「認2201004648」  
「認2201004649」 「認2201004650」 「認2201004651」  
「認2201004652」 「認2201004653」

3 処分等内容

技能実習法第16条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 7 年 8 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第 1 項第 3 号（技能実習法第10条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：寺西コヅエ
- (2) 代表者氏名：寺西コヅエ
- (3) 所在地：徳島県徳島市北島田町 1 丁目 94 番地の 15

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

令和 2 年 3 月 27 日認定「認1910006966」

令和 4 年 7 月 29 日認定「認2210001155」

同年 11 月 21 日認定「認2210002583」「認2210002584」「認2210002585」  
「認2210002586」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 7 年 8 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：合同会社福新テック
- (2) 代表者職氏名：代表社員 楠 保治
- (3) 所 在 地：広島県福山市鞆町後地26-152

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和6年2月20日認定「認2309021536」「認2309021537」  
同年11月22日認定「認2409014453」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号の規定に基づき、令和7年8月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：ユウケン株式会社
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 谷野 裕次郎
  - (3) 所 在 地：広島県福山市瀬戸町大字地頭分2691番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）

令和2年12月24日認定「認2009012127」「認2009012128」  
令和5年5月10日認定「認2209023157」「認2209023158」  
同年7月28日認定「認2309005540」
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和7年8月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由  
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。